

# 外交防衛政策の進むべき道

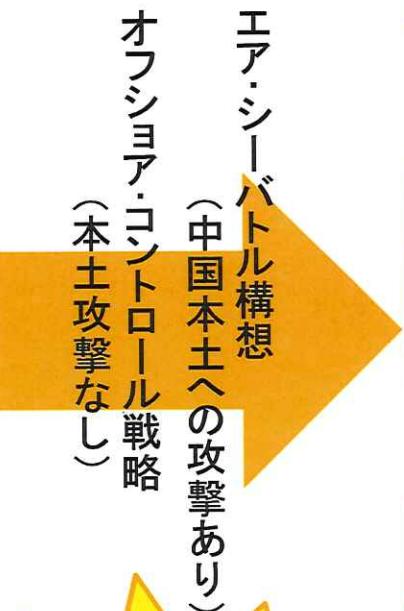
## — 4つの選択肢 —

### 背景

○中国の台頭：  
経済大国化（世界のGDP1位中国、3位米国、5位日本。購買力平価）  
AIIB、「一带一路」構想  
新型ミサイルの配備（DF-21東風など）

○米国の後退：  
1997年連邦議会・国防委員会提言（中国軍の長射程化に対応した遠距離戦略を）  
リーマンショック、オバマ政権の国防予算強制削減（頻発する航空機墜落、イージス艦事故など）

### 米軍戦略の変化 (对中国)



米軍は退避。  
自衛隊は第一列島線を守る。

### ①自主防衛

敵基地攻撃能力の保有。核シェアリング、核武装

### ②日米同盟強化、安倍政権

「平和安全法制」(集団的自衛権、海外派兵)、特定秘密保護法、共謀罪法  
米軍：辺野古新基地、高江オスプレイパッドの提供  
自衛隊：「南西シフト」(ミサイル部隊配備)

### ③ミドルパワーの安全保障

憲法理念に立脚、専守防衛を堅持する必要最小限の抑止力を保有  
ソフトパワーを活かした自立的外交により脅威を抑制する

### ④非武装中立、善隣外交

自衛隊違憲論、日米安保破棄

軍事力による対抗重視  
脅威に対する抑止力 (II軍事力×行使の意図)  
意図の緩和重視

## 日本と中国の4つの基本文書

### 日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明（1972.9.29）

日中両国は、一衣帶水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう。・・・日本側は、過去において日本が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。・・・日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。

### 日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約（1978.8.12）

#### 第一条

- 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。
- 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

### 平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言（1998.11.26）

双方は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵、平和共存の諸原則並びに国際連合憲章の原則が、国家間の関係を処理する基本準則であることを確認した。

双方は、この地域の平和を維持し、発展を促進することが、両国の揺るぎない基本方針であること、また、アジア地域における覇権はこれを求める事なく、武力又は武力による威嚇に訴えず、すべての紛争は平和的手段により解決すべきであることを改めて表明した。

### 「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明（2008.5.7）

- 双方は、日中関係が両国のいざれにとっても最も重要な二国間関係の一つであり、今や日中両国が、アジア太平洋地域及び世界の平和、安定、発展に対し大きな影響力を有し、厳肅な責任を負っているとの認識で一致した。また、双方は、長期にわたる平和及び友好のための協力が日中両国にとって唯一の選択であるとの認識で一致した。双方は、「戦略的互恵関係」を包括的に推進し、また、日中両国の平和共存、世代友好、互恵協力、共同発展という崇高な目標を実現していくことを決意した。

以上の4つの基本文書により、日本と中国の平和友好の確固とした基礎が築かれている。

「戦略的互恵関係」とは、日中間に問題が起きても、「長期にわたる平和及び友好のための協力関係」を壊さずに、協議と交渉(話し合い)を通じて解決するということである。

- 2010年の尖閣諸島の“国有化”以来、中国公船による領海侵犯が続き緊張状態が高まってきたが、2014年11月のAPEC首脳会談に向けた日中関係の改善に向けた話合いで以下の4項目を確認。
  - 双方は、日中間の四つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互恵関係を引き続き発展させていくことを確認した。
  - 双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、両国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一一致をみた。
  - 双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一一致をみた。
  - 双方は、様々な多国間・二国間のチャンネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることにつき意見の一一致をみた。